

申請枠区分

通常枠

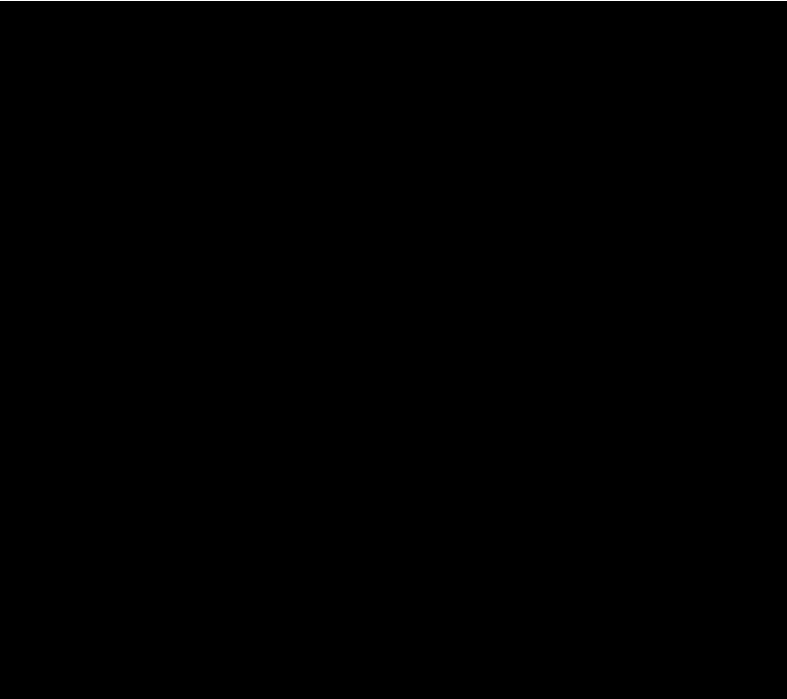
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人東海若手起業塾実行委員会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 奥田順之

分類

法人番号

6180005018246

団体コード

申請団体の住所

岐阜県岐阜市岩地2丁目4番3号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人ぎふファンド	田代達生	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について(情報公開同意書)
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出(事業計画書転記部分)

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	持続可能なオルタナティブな学びの場づくり事業		
	事業名(副)	-誰もが多様な自己選択が可能な社会を目指して-		
	団体名	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	東海ブロック(愛知、静岡、岐阜、三重、長野)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	④ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑦ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	不登校により、学校以外の学びの場の選択肢がなく、教育機会に恵まれていない生徒児童に対して、学びの場の選択肢を提示する本事業は、SGDsに資するものと考えられる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	180/200字
<p>一人一人が地域社会の今に誇りを未来に希望を持ち今と未来への責任を引き受けて進歩し続ける社会を目指し、その中核的な役割を担い手である「社会起業家があふれる東海地域」をビジョンに掲げ、①東海地域の若手社会起業家の支援、②社会起業家同士のネットワークの構築、③社会起業家を基軸とした社会課題を解決し続ける地域エコシステムの発展をミッションとして事業を行っている。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
<p>2008年より、若手社会起業家の支援プログラムの運営している。プログラムは1年で1期、1期あたり3～6名の起業家を支援、これまでに17期、70人の起業家を支援してきている。支援期間は約半年間で、メンターによるメンタリングと、コーディネーター／プロボノによる伴走支援がその中心である。支援期間後もOBOG起業家同士のネットワーク構築に向けた研修会やイベントを開催し、協働・共創の機会づくりを行っている。</p>	

II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	岐阜県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	岐阜県内の不登校の児童・生徒／保護者のうち、実行団体のフリースクール／オルタナティブスクールを利用する当事者とその保護者					(人数)	1団体あたりの年間正味利用者数が50人として、50人×3年×4団体＝600人を想定する。	
最終受益者	岐阜県内の不登校の児童・生徒／保護者					(人数)	岐阜県内では、令和5年度時点で、小学生2,214人（前年比+17.8%）、中学生3,527人（前年比+4.5%）、合計5,741人が不登校（30日以上登校しなかった児童生徒）であり、高校生では不登校が1,014人（前年比+18.6%）、中途退学が565人（前年比+1.1%）といずれも増加傾向にある。	
事業概要	<p>本事業は、岐阜県内の不登校児童・生徒が、学校教育を離れても、多様な学びの場を自ら選択できる環境を整え、自身の可能性を開花させることのできる社会を目指す事業である。そのために当事者の受け入れを行っているフリースクール／オルタナティブスクール（以下、FSと記載）への助成を行う、FSが経済的に持続的可能性を高める基盤強化を行うとともに、当事者と保護者が多様な選択肢から学びの場を選択できる環境づくりを行っている。</p> <p>現状、不登校児童生徒のFSの利用率は低いが、その原因は、FSの利用料や送迎の負担、学校でFSの情報を得られないこと、FSの数自体が少なく近隣にないことなどが挙げられる。本事業では、集合研修と伴走支援を通じて、実行団体の基盤整備（人財確保・育成、持続的な取支構造の構築）を実施する。学校での情報提供を可能にするために、実行団体・他の県内のFS等と協働した政策提言、FS比較情報媒体の作成と学校への提供を行う。当事者の選択肢が増え、FS利用率が高まることは、FSの経済的持続性の向上につながる。当事者の負担軽減のため、ぎふファンドが奨学金等を目的とした基金を設立し、地域金融機関と連携して遺言信託等を通じた遺贈寄付の受け皿を作る。基金を軸に、地域金融機関等のステークホルダーが集える場づくりを行い、FSが多様な資源を調達できる環境づくりを進める。</p>							
	576/600字							

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	893/1000字
近年、不登校は全国的に増加傾向にあり、岐阜県内の不登校の児童・生徒の総数は6755人に上る。岐阜県ひきこもり地域支援センターの調査では、相談者のうち不登校経験者は41.8%に及び高い割合を示した。相談者のうち不登校経験者のおよそ半数（45.8%）は就労経験がなく、不登校が将来の就業困難や引きこもりに影響していることがうかがえる。不登校の子どもの親は5人に1人が離職しており家族や地域に与える影響も大きい。 こうした現状に対し、FSなどの多様な学びの場／居場所づくりが行われているが利用率は10%に満たない。その背景にはいくつかの阻害要因が存在する。当団体が県内のFS19施設に行ったアンケート調査では、通いたくても通えない理由として、金銭・費用面の課題（63.1%）、送迎の負担（42.1%）、本人の外出困難（26.3%）などが挙げられた。FSの運営上の課題としては、収入面・金銭面（63.1%）、集客・FSへの接続（26.3%）などが挙げられた。また、FS運営者の収入に占めるFS利用料の割合は7割の施設で20%以下であり、利用者負担での運営の難しさが浮き彫りになった。 岐阜県は、「岐阜県学校・フリースクール等連携ガイドライン」を策定し、FSとの関係構築を図っているが、当事者が学校に相談しても、学校への復帰を前提としたコミュニケーションになっており、FSの紹介接続はほとんど行われていない。当事者はWEBなどで情報を集めているが、FSがどこにどれだけあって、どのような内容で実施されているかといった比較検討できる情報は届いておらず、FSを選ぶという意味でも選択肢が限られてしまっている。 財政的支援については、中部地方の他県においては、受益者の負担軽減補助金や、FSの運営に対する補助金が設けられているが、岐阜県ではそれらの取り組みが行われておらず、利用者やFS設置事業者の自己負担となっている。結果として、利用者負担率が高まり、利用をあきらめたり、利用回数を制限する状態となっている。また、FSに財政的余裕がなくアウトリーチ活動が不十分になり、情報が届かない状況となっている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	193/200字
岐阜県では、「岐阜県学校・フリースクール等連携ガイドライン」が発行されており、学校とフリースクールなどの連携の必要性や、フリースクールの望ましい運営の在り方を示している。公的機関と民間施設・団体の連携を促進し、不登校児童生徒の学習支援体制を整備することを目的に、「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」が設置されている。財務的支援は他県では行われているが、岐阜県では実施されていない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	139/200字
当団体は、これまでにフリースクールや学校外の学びの場づくりに関する事業を行っている起業家9名に伴走支援を行ってきており、大地の学校ロータス（2019年支援）では、2020年より小学生～高校生の不登校の子どもたちを対象としたフリースクール事業を立ち上げ事業の収益化を実現している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
不登校に対するオルタナティブな学びの場づくりは休眠預金活用事業が対象とする、国及び地方公共団体では対応が困難な課題である。FSは利用料だけでの運営は難しく、本事業を通じて他の資金源（他の収益事業や寄付）の開発や、コミュニティ財団による基金の設立・募集・奨学金の支給を行うことが、当事者の学びの選択肢を確保する為に必要と考えている。こうした取り組みは、休眠預金の理念に則したものであると考えている。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
岐阜県内のFS等のオルタナティブな学びの場の拠点数が増加されると共に、学校においてFSを含む多様な学びの場の情報提供が行われ、合わせて基金による奨学金や行政からの支援等によって当事者負担を軽減する措置が講じられることで、当事者が学校に限らない多様な学びの選択肢を持つことができるようになっていく。基金を中心として、FS等の場に対する社会的理解、ネットワークが形成され、FSが多様な社会的資源を調達しやすい環境になっている。地域のステークホルダー全体で、子どもたちの多様な学びの場作りを行う意識が醸成され、その中から、新たな場づくりを担う人や組織が生まれ、そうした新たな担い手を地域のステークホルダー全体で支えるエコシステムが醸成されている。合計の定員数が3000人規模（30人定員の場が100箇所程度の規模）になっている。何らかの場につながる不登校児童生徒の割合が50%になっている。これらの取り組みに対して岐阜県の公的な補助がなされると共に、各FSが独自に財源を確保し、持続可能な運営がなされ、当事者が現実的な負担で利用できる状態となっている。各FS独自の教育について情報発信を行い、比較検討できるツールが整うことで、利用者の選択肢が増え、利用ニーズとの良いマッチングが可能になっている。当事者が様々な分野で、自分らしい可能性を見つけて、社会につながりながら成長することができている。その結果として、社会と隔離し、引きこもりになる人が減少傾向にある。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
岐阜県内の当事者のうち、FS等の学びの場に接続している割合が増える		FS等の学びの場を利用している当事者数／不登校児童生徒数		315人/5897人（5.3%） 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 岐阜県内の義務教育段階の子どもが通う民間施設・団体（フリースクール等）に関する調査			事業期間終了時点で、8%程度
当事者が学校で、FSを含む多様な学びの場についての情報を得て、選択肢を持つことができる		本事業で作成・配布する比較情報媒体の設置率 岐阜県で学校からFS紹介に関する何らかの公的な通知が発信されていること		情報がまとまっておらず、情報提供はほとんど行われていない			事業期間終了時点で、FS情報がまとまっており、比較検討でき、学校での情報提供が行われている
当事者のFS利用に関する経済的負担が軽減されている（FSの利用料が下がる／奨学金やFSに対する助成が開始される等）		利用者負担額の推移・負担軽減策の有無		平均32,000円程度 11,000円～44,000円（施設や利用回数により差があり）			事業期間終了時点で、何らかの負担軽減策が実施されている状態（既に負担額が低いFSについてはこの限りではない）
岐阜県内のFS等の学びの場の拠点数が増加し、当事者の選択肢が広がる		岐阜県内のFS数 実行団体が将来的に拠点数を増やせる見込み		岐阜県内の義務教育段階の子どもが通う民間施設・団体（フリースクール等）に関する調査調査対象の県内施設数：39施設			40施設 事業期間終了時点で、実行団体が将来的に拠点数を増やす現実的な中長期計画を持っている／もしくは、助成期間内に着手している状態

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
代表者以外の中核的人財の確保と育成がなされている		長期的に組織にコミットできる、組織運営の中核的人財を確保できているか		開始前の状況確認			事業期間終了時点で、中核的人財が確保されている
実行団体の中長期事業計画が策定されている		中長期事業計画の策定の有無 中長期事業計画の実現性		開始前の状況確認			事業期間終了時点で、実現可能性の高い中長期計画が策定されている

実行団体の収益構造が確立され、代表者以外の常勤職員を安定的に雇用する安定財源が得られている		常勤職員を1名以上雇用し、代表者にも報酬を支払った上で、単月の収支が黒字化しているかどうか	開始前の状況確認		事業期間終了時点で、単月黒字化している
実行団体が、実行団体同士や、実行団体以外のFSとのネットワークを形成し、岐阜県に対する継続的な政策提言ができる道筋が立っている		実行団体、実行団体以外のFS、関係者へのヒアリング	道筋が見えていない		事業期間終了時点で、継続的な政策提言の道筋が見えている
実行団体としての適切なガバナンス・コンプライアンス体制が確立される		日本非営利組織評価センター（JCNE）のグッドギビングマーク制度を活用	日本非営利組織評価センター（JCNE）のグッドギビングマークを取得していない		事業期間終了時点で、日本非営利組織評価センター（JCNE）のグッドギビングマークを取得している

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体が運営するFSの環境整備：当事者が環境面・開放時間面・送迎通学面などで、FSを利用しやすくなるように、現状のFSで足りない資源を調達し、安全で、居心地よい空間となるように環境整備を進める。	事業期間中（主に1年度目）	98/200字
実行団体が運営するFSのカリキュラム構築：当事者が自分にあったFSを選べるようになるために、FSのカリキュラムについて、実行団体それぞれの強みを整理し、どのような特徴のあるカリキュラムを提供しているのか言語化する。それぞれの特徴を活かしたカリキュラムを構築していく。	事業期間中（主に1-2年度目）	133/200字
実行団体が運営するFSの広報活動／学校への周知：当事者がFSの存在を認知し、気軽に立ち寄ることができるような状態を作るため、リーフレットの作成・設置や、オープンイベントの開催、SNSでの発信活動などを行う。また近隣の学校での紹介を得られるように関係構築を行う。	事業期間中（主に1-2年度目）	130/200字
FSの比較情報媒体の作成：当事者が、複数のFSから自分に合ったFSを選ぶことができるようにするために、FSの比較情報媒体（webサイトと、それを周知するためのリーフレット）を作成する。実行団体に限らず、岐阜県内のFSを取材して作成する。作成は、資金分配団体が中心となって、実行団体と協働して実施する。	2026-2027年度（1-2年度目）	150/200字
岐阜県に対する政策提言：政策提言に向けて、実行団体、他のFS、資金分配団体が意見交換する場を作る。特に、学校がFSの情報を当事者に提供できるようにするための政策提言を行っていく。さらに、岐阜県ではFSに対する公的な補助制度はないが、これを実現するための政策提言を行っていく。	事業期間中	137/200字
実行団体の収益構造の見直しによる、FSの当事者負担の軽減：非資金的支援により、FSの収益事業や寄付会費募集も含めて収益構造を見直し、安定財源を確保した上で、FSの提供メニューについても見直しを行い、当事者の負担（金銭面や送迎など）の軽減策を実施する。	事業期間中（主に3年度目）	125/200字
資金分配団体による基金設立を通じた当事者負担の軽減：ぎふファンドが中心となり、地域金融機関や自治体と協働して、遺言信託を活用した遺贈寄付や、企業版ふるさと納税を活用して資金を調達し、奨学金もしくはFS支援のための助成を目的とした基金を設立する。	事業期間中	122/200字
実行団体によるFSの新規拠点設置に関する計画策定：当事者の選択肢を増やす為にFSの拠点を増やすことを目的として、実行団体によるFSの新規拠点設置に関する計画を策定していく。新規拠点設置については、一定のハードルがあることから、実行団体の中でも、可能でありその意思のある団体のみその支援を実施する。	2028年度（3年度目）	148/200字
FSと多様な資源との接続・調達：基金の設置に関わる取り組みとして、地域金融機関との連携を図り、FSの理解を醸成することで、融資が可能な状態を作る。寄付者やその他の支援者等との対話の場を作り、FSが多様な資源と接続できる環境を整える。	2029/3以降	116/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>研修、伴走支援を通じた人財育成：以下に示す組織基盤強化に関する研修および伴走支援を実施する際に、代表者と中核的人材になり得る人と一緒に参加してもらい、伴走支援コーディネーターとチームを組み、本助成プログラムを実施することで、代表者以外の中核的人材を育成していく。</p>	事業期間中	131/200字
<p>中長期計画の策定と収益構造構築のための集合研修：集合研修では、先達の社会起業家をメンターとして、メンタリングを実施する。ありたい社会を言語化し、ミッションビジョンの明確化を図ると共に、各団体の強み・大切にしたい価値観を言語化する。各団体の在り方を前提に、ビジネスモデルの精緻化、3年程度の事業計画の策定、アクションプランの設定、事業評価などを行っていく。</p>	各年度に2回ずつ、事業期間中に6回実施する	177/200字
<p>中長期計画策定に向けた伴走支援：各団体に伴走支援コーディネーターを置いて、定期的な面談による伴走支援を実施する。事業前半では、集合研修での検討内容を軸に、中長期計画として取りまとめていく。事業後半では中長期計画・ビジネスモデルに基づき、その実現に向けたアクションの実施について支援していく。</p>	事業期間中	145/200字
<p>継続的な寄付財源獲得に向けたクラウドファンディング実施支援：実行団体の中長期的な財政基盤を構築する為に、寄付財源を獲得するためのクラウドファンディングについて、プラットフォームとの接続およびクラウドファンディング実施のための伴走支援を実施する。</p>	事業期間中	122/200字
<p>FS同士のネットワーク組織形成支援：実行団体が行う、FS同士のネットワーク作りや、共同学習の機会づくりについて支援し、継続的に政策提言ができる体制を構築できるように支援していく。</p>	事業期間中	89/200字
<p>評価に関する研修会：実行団体に対して、休眠預金を活用した事業を実施する上で必要となる、評価についての理解を深めるための研修会を実施する。</p>	2026/9-10	68/200字
<p>グッドギビングマーク制度の取得支援：日本非営利組織評価センター（JCNE）のグッドギビングマーク制度の認定を受けられるように伴走支援を行う。</p>	事業期間中	70/200字
<p>組織基盤強化に関わる伴走支援：組織ガバナンス、コンプライアンス、情報公開、連絡方法の整備、ケース情報の記録と共有、書類管理、会計など、基礎的な組織基盤についてヒアリングすると共に状況を整理し、それぞれの団体に必要とされる基盤強化についての伴走支援を実施する。</p>	事業期間中	129/200字
<p>成果報告会の開催：実行団体を中心として、本事業の関係者、不登校やFSに関わる関係者、当事者等が集まり、本事業における成果を確認し評価すると共に、事業終了後を見据えて取り組みの持続化と発展について意見を交わす、成果報告会を開催する。報告会は中間報告会と最終報告会の2回実施する</p>	中間報告会：2028/2 最終報告会：2029/2	137/200字
<p>本事業の統合的な報告書の発行：実行団体の事例をもとに、持続可能FSモデルについてとりまとめ、他の事業者等がFSを開設する際に参考にしたり、ステークホルダーがFSの取り組みについて知るための情報になるよう、報告書として発行し、告知する。</p>	2029/3	117/200字
<p>実行団体ヒアリングと事前・中間・事後評価支援：実行団体の現状をヒアリングすると共に、その内容を記述・整理し、実行団体の行う評価活動を支援を実施する。評価活動の支援においては、担当コーディネーター以外に、評価の専門家を派遣し、評価についての相談を実施する共に評価作業の伴走を行う。</p>	事前評価：2026/10-11 中間評価：2027/8-9 事後評価：2029/1-2	139/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>報告会・報告書の発行、それらの内容に関する報道等を通じて、当事者、FS関係者、行政、教育関係者、地域金融機関、寄付者、その他の支援者等に対して、本事業の内容と、その成果に関してコミュニケーションを図っていく。基金を媒体としてステークホルダーの対話の場を継続していくことで、FSが継続的に多様な資源と接続できる状態を目指す。</p>	161/200字
連携・対話戦略	<p>実行団体に限らず広く岐阜内のFS運営者と対話の場を持ち、特に岐阜県に対する政策提言に繋げていくことは重要な連携・対話戦略であると位置づけている。地域金融機関と連携した基金設置と基金に関わるステークホルダーとの対話の場づくりにより、資金だけでなく資源を調達できる環境整備を進めることができると考えている。</p>	150/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>東海若手起業塾は、過去17年にわたり企業協賛を得て、伴走支援に特化した支援を行ってきたが、本事業を契機に、本事業同様、東海地域のコミュニティ財団等との連携を前提とした、資金支援についても取り組みを継続していきたいと考えている。財政面としては、過去約70名のOBOG起業家の事業規模が大きくなってきたことから、そうした事業者からの会費収入、経済産業省系の行政の事業の請負や、協賛企業の開拓を継続して実施していく。</p> <p>ぎふファンドは、設立間もない団体であるが、地域ファンドの機能を構築していきたいと考えている。拠点を置く岐阜県笠松町の企業版ふるさと納税によるCSO支援事業を活用する他、地域金融機関と連携した公益活動に対する遺贈寄付の相談窓口機能を構築し、岐阜県の資金支援の受け皿として活動していくことを想定している。</p>	356/400字
実行団体	<p>本事業は、実行団体が、持続可能な財源を獲得できるビジネスモデルを構築し、当事者に対する支援を継続できる体制を整えると共に、当事者の負担を軽減できる状態を目指している。これが実現することはすなわち、本事業を継続する基盤が整っていると言える。問題はビジネスモデルの構築であるが、集合研修により集中的にビジネスモデルの構築を進めると共に、丁寧な伴走支援を通じてマーケティング調査やテストマーケティング・実証実験、営業・広報を支援し、ビジネスの発展を力強くサポートしていく。</p>	233/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	364/800字
<p>(一社) 東海若手起業塾実行委員会では、伴走支援を中心としているため、資金支援は小規模なものに限定されているが、伴走支援する起業家に対し、社会課題の解決・事業のブラッシュアップに向けた、先行事例の視察および研修参加にかかる交通費・宿泊費などを対象とした助成(年間最大9万円程度)を行ってきた。</p> <p>(一社) ぎふファンドは、設立間もなく団体自体には実績はないが、代表理事の田代達生は、十六銀行(十六ファイナンシャルグループ)の子会社である、代表取締役を務めるカンダまちおこし株式会社にて、企業版ふるさと納税マッチングサービス「CoLoRs」にて自治体に対し総額3.5億円を超えるマッチングを実施。同社の運営するローカルクラウドファンディングサイトOCOSでは、総数100件のプロジェクトに対し、総額約1.2億円を調達し支援を行っている。</p>	
(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	663/800字
<p>【伴走支援の実績/事業事例】東海若手起業塾では、これまでにフリースクールや学校外の学びの場づくりに関する事業を行っている起業家9名に対する伴走支援を行ってきた。その結果、各起業家は自身のビジョンを深めながら、地域ニーズや制度を踏まえた実践的な事業展開へと進化を遂げた。しずおか共育ネット(2016年支援)は、静岡県の中高校生を対象とした居場所づくりやキャリア支援を2012年より開始、2017年法人化。静岡市や、商工会議所、県内公立高校等と連携し事業を展開している。大地の学校ロータス(2019年支援)では、2020年よりフリースクール事業を立ち上げ、不登校の子どもたちの支援を実施している。現在は市内外から小学生~高校生が通い、フリースクール事業の収益化を実現している。NPO法人セブンスーズ(2021年支援)は、郡上市ユースセンターを開設し、休眠預金2021年度通常枠(第1回)の実行団体として、休眠預金を活用しながら、事業を成長させている。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	過去1年以上にわたり、FS等を運営している岐阜県内の団体を想定。助成を通じて、持続可能な運営体制の確立が期待できる団体や、将来的な新規拠点作りを期待できる団体を優先する。審査においては、積極的なアウトリーチ、行政や他団体との連携を通じて地域全体を巻き込んだ活動を期待できるか、経済的に自立することを期待できるか、将来的な規模拡大が可能かについて、現在の実績だけでなく、成長可能性を考慮して採択する。	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1980万円/3年	9/200字
(4)案件発掘の工夫	岐阜県内のFSは70団体程度であると推定されるが、当団体OBOG起業家の中にも岐阜県内でFSの運営等の事業を行っている起業家が複数存在しそこからのネットワークで周知する。また岐阜県FSネットワーク（任意団体）があり、27の団体が所属し、今回のアンケート調査も協力いただいている。上記対応でカバーできない範囲には、SNS広告による周知を行うほか、HPやSNS検索で団体を検索し個別に案内を行う。	196/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：内部11名、外部1名 ・マネジメント：事業統括責任者1名<奥田順之>/事業推進責任者1名<古井千景> ・広報担当者1名< > ・経理主担1名< > ・PO主担（公募、伴走支援全体の管理）1名<古井千景>、PO副担（公募、実行団体面談、基盤強化支援、PO業務の事務）2名<井上昭子><新規雇用者>、伴走支援コーディネーター4名< >< >< >< >、ファンドレイジング支援1名<田代達生> ・評価体制：東海若手起業塾<代表理事：奥田順之><理事：北村隆幸>、ぎふファンド<代表理事：田代達生>、外部評価専門家： >計4名 				298/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	6名	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用		新規採用人数(予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	6名	予定あり(詳細は右記のとおり)	古井千景：稼働の60%を本事業に充てる 他のPOは、本事業以外に、当法人内での兼務の予定はない。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	定款の定めに従い、総会、理事会を開催し、意思決定を行っている。社員を広く募集し、関係者とのエンゲージメントに努めている。監事を設置し、内部監査を行っている。外部監査は行っていない。コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置している。各種規程類は理事会にて決議して、日常的な事務は、規程に沿って運用している。				161/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	～	
資金分配団体	事業名	
	団体名	

	助成金
事業費	93,114,000
実行団体への助成	79,200,000
管理的経費	13,914,000
プログラムオフィサー関連経費	22,660,000
評価関連経費	4,621,000
資金分配団体用	4,621,000
実行団体用	0
合計	120,395,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	31,458,000	30,828,000	30,828,000	93,114,000
実行団体への助成		26,400,000	26,400,000	26,400,000	79,200,000
-					
管理的経費	0	5,058,000	4,428,000	4,428,000	13,914,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,700,000	7,980,000	7,980,000	22,660,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,800,000	4,800,000	4,800,000	14,400,000
その他経費	0	1,900,000	3,180,000	3,180,000	8,260,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,367,000	1,392,000	1,862,000	4,621,000
資金分配団体用	0	1,367,000	1,392,000	1,862,000	4,621,000
実行団体用					0

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	39,525,000	40,200,000	40,670,000	120,395,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	6,500,000	93.5%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、用途等）
2026年度	1,000,000	企業協賛・会費	B:内諾済	
2027年度	1,500,000	企業協賛・会費	D:計画段階	
2028年度	2,000,000	企業協賛・会費	D:計画段階	
2028年度	2,000,000	基金の募集	D:計画段階	奨学金基金の募集

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会☑		
郵便番号	500-8225		
都道府県	岐阜県		
市区町村	岐阜市岩地		
番地等	2丁目4番3号		
電話番号	090-9945-1929		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.tokai-entre.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/tokai_entre/	
		http://facebook.com/tokai.entre/?locale=ja_JP	
		https://x.com/tokai_entre	
設立年月日	2008年4月1日		
法人格取得年月日	2019年4月19日		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オクダ ヨリユキ
	氏名	奥田順之
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	
事務局体制の備考	雇用契約1名、業務委託契約3名

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	9
団体正会員 [団体数]	9
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	28
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	28
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	3
申請前年度の助成総額 [円]	60,000
助成した事業の実績内容	プログラム参加に係る旅費交通費

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	経済産業省令和5年度「未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業費補助金」（事務局受託：TOPPAN株式会社）により実施された、AKATSUKIプロジェクトにて、ソーシャルイノベーター育成を目指す「Co-Do（コード）」を実施。補助額約1600万円。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人ぎふファンド		
郵便番号	500-8225		
都道府県	岐阜県		
市区町村	羽島郡笠松町字新町		
番地等	9番地		
電話番号	090-4806-2223		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://sites.google.com/view/gifufund	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2024/04/01		
法人格取得年月日	2025/05/21		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タシロ タツオ
	氏名	田代 達生
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	1
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	本事業採択後は常勤職員を設置することとする。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	5
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	5
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	持続可能なオルタナティブな学びの場づくり事業-誰もが多様な自己選択が可能な社会を目指して-
団体名:	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第12条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第13条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第16条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第17条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としませんこととします。			社団法人のため提出しない	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第20条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第20条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程	第2条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	理事会規程	第5条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規程	第6条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	理事会規程
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事職務権限規程	第2章
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第1章～第5章
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメントの防止に関する規程	第1条、第2条、第3条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第29条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	持続可能なオルタナティブな学びの場づくり事業-誰もが多様な自己選択が可能な社会を目指して-
団体名:	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第16条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第16条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第14条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第2条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第32条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程	第2条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	理事会規程
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4条、第5条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第5条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	- 倫理規程 - ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメントの防止に関する規程	第1条、第2条、第3条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	- 倫理規程 - 理事会規則 - 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 - 就業規則 - 審査会議規則 - 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第29条